

問 育児休業の制度を拡充しても、利用できる体制が整備されていなければ利用は進まないのでは。利用促進に向け取り組んでいることはあるか。

答 鯖江市職員定員管理方針に基づき、職員定数を20名増員した。特に保育現場では、正規職員を6名増員するなど、制度を安定的に利用できる体制の強化を進めている。



産業建設委員会

【議案第52号】令和7年度鯖江市一般会計補正予算(第3号)

640万円

地域公共交通計画の策定について

説明 令和9年4月から5年間の地域公共交通計画と利便増進実施計画を策定する。地域公共交通計画はすべての自治体の努力義務とされており、本市でも平成28年度から令和3年度までの第1期計画、令和4年度から8年度までの第2期計画を策定している。また、本市ではつつじバスの運行に当たり国から毎年約1,400万円の補助を受けており、その補助対象となる福鉄バス鯖浦線との接続について、バス系統の位置付けや役割、必要性等を地域公共交通計画に記載する必要がある。

問 つつじバスの広告収入の内訳は。

答 車体に企業広告を施したラッピングバスの広告料は1台50万円であり、鯖江村田製作所のラッピングバス2台分の広告料とそのほかの企業等の広告料を合わせて、令和6年度は約125万円の収入となった。

意見 鯖江村田製作所のほかにもPRを強化したいと考える企業があるかもしれない。つつじバスをまちなかで発信できる大きな広告媒体として打ち出すことで、広告収入の向上を目指してはどうか。地域公共交通計画の策定に当たって、情報発信ニーズのある企業を獲得するために、宣伝・広告を統括できるような組織の体制づくりに向けて検討してほしい。

【議案第52号】令和7年度鯖江市一般会計補正予算(第3号)

100万円

鯖江まちなか交流・にぎわい協議会について

説明 中心市街地を活性化させ、まちなかに新たな交流とにぎわいを創出することを目的に、市と鯖江商工会議所、一般社団法人鯖江観光協会、産業界や各種団体等が連携し、鯖江まちなか交流・にぎわい協議会を立ち上げる。組織体制として、協議会に分科会を取りまとめる幹事会を設置し、さらに中心市街地、鯖江駅、産業観光・交流の3つの分科会を設け、テーマごとに具体的な方向性を検討する。産・官・学や多様な主体が連携し、まちづくりを進めるプレーヤーを支える基盤として機能させる。将来的には、まちづくり会社の設立やファンドの創設も視野に入れ、中心市街地の空洞化への対応、鯖江駅周辺整備、産業観光の推進など、まちなか全体の魅力向上に向けた取組を加速させたい。

問 分科会のメンバーに含まれる学識経験者はどのような人を想定しているのか。

答 主に県内の大学機関の研究者。分科会を何回か繰り返す中で、その都度、適任の方に参加していただきたいと考えている。



問 まちづくりを進めるメンバーが固定化してきているように感じる。分科会を複数設けたとしても、メンバーや議論の方向性が同一では、分科会設置の意義が十分に発揮されない可能性があるが。

答 新たに協議会を設置し、幅広くより多くの意見を聴取することで、まちづくりに参画する新たな人材の発掘につなげる契機にしたいと考えている。

議案に関する委員会審議

各委員会では、委員会に付託された議案を審議しました。



総務委員会

【議案第52号】令和7年度鯖江市一般会計補正予算(第3号)

1,304万円

NHK受信料の未契約報告分の支払いに係る経費を補正予算で計上

説明 本年4月にNHK福井放送局から受信料契約状況の調査依頼を受け、すべてのテレビおよび公用車のテレビ受信装置の契約状況を確認した結果、78件について未契約であることが判明。原因としては一般家庭の契約と異なり、事業所においては受信機の設置箇所ごとの契約が必要であるとの認識が不足しており、全国の自治体において同様の事案が明らかになっている。今後、速やかに支払いの手続きを行い、設置の必要性や台数の精査を行うとともに、免除対象の可能性のある施設について1か所でも多く免除となるよう協議していく。

問 学校や公民館の事務室については、災害時の情報を得るために免除対象とならないのか。また、避難所開設の際にのみ使用するテレビの支払義務についても免除対象とならないかなど、NHK側と今後交渉して欲しい。

答 児童や生徒が使用する各教室のテレビは免除対象となるが、職員室のテレビは免除対象とならない。全国知事会の席上や他の自治体でも話題となっており、市としても、県内9市の副市長会で話題を出しており、今後の動向を注視していきたい。

【議案第52号】令和7年度鯖江市一般会計補正予算(第3号)

129万円

指定管理者制度における賃金スライド制度の導入による補正額を計上

説明 昨今の賃上げ動向を踏まえ、指定管理者の健全経営の確保、指定管理施設の持続的なサービスの維持向上を図るため導入する。前年度人件費実績額に前年度の官民格差を掛けて算出される額をスライド上限額としている。

問 賃金スライド制度の導入は理解できるが、事業の取捨選択をする中で、当然、増やす分も減らす分も作っていく必要がある。指定管理者制度における今後の具体的な考えは。

答 今回、官民格差の率を基準としており、昨今の動向を踏まえると想定されにくいのが、減額も盛り込んでいる。基準の明確化や算出方法等について先進自治体を研究し、今後の一斉更新に向けて取り組んでいく。

意見 指定管理者制度が導入されて以降、おおむね前例踏襲し指定管理料を算出してきたのが現状と思う。今後精査する中で、競争原理が働くように工夫して取り組んでもらいたい。

【議案第62号】鯖江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

柔軟な働き方を実現し、誰もが育児に関わることができるよう職員の勤務条件に関する制度を拡充

説明 育児休業制度の中の部分休業に関する改正であり、部分休業は、子が未就学児の間、請求があれば勤務時間の一部を勤務しないことができる制度。1日につき2時間までの部分休業に加え、新たに1年につき10日までの部分休業の選択肢が加わり、職員はいずれかを選択できる。10日間続けて休業しないことも、1時間単位での休業も可能。